

平成30年10月31日

各 部 室 か い 長 様

財政部長 前 田 孝 一

平成31年度予算編成方針について

1 国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」の中で、「経済・財政一体改革の推進」において、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済再生と財政健全化に着実に取組み、国と地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化について、平成32年度までに黒字化するという財政健全化目標を平成37年度とし、財政健全化目標の達成に向けた経済・財政一体改革の進捗状況を確認するための新計画の中間指針の設定などにより、歳入・歳出改革の取組みに反映するとしています。

また、国の経済状況は、平成30年10月の月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している。」とされていますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響や、相次いでいる自然災害の経済に与える影響について十分留意する必要があるとしています。

地方行財政等については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしておりますが、業務改革の取組等の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映するという項目も挙げられていることから、今後の地方交付税の見通しは不透明なものとなっております。

2 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成30年第3回定例会補正予算後の予算ベースで、約23億4,000万円の収支不足を財政調整基金の取崩しにより収支均衡を図っているところですが、一方で、財政調整基金の残高は約10億円と前年同時期よりも大きく減少しています。

また、現在本市では、収支改善に向けた計画の策定を進めており、その達成に向けて様々な収支改善の取組みを進めなければならない状況にあります。

こうしたことから、本市の行政課題・財政状況を職員全員が深く認識し、改めて歳入に見合った歳出が予算の基本であることから、全ての事務事業について、その必要性を検証し、合理化・効率化に最大限取り組んだ上で、抜本的な見直しを行うなど、真の財政再建に向けた取組が必要です。

3 予算編成の基本方針

以上のような状況等を踏まえ、平成31年度の予算編成に当たっては、以下の取組を徹底することとします。

- ① 「真の財政再建」に向けて、健全化の取組を継続していく必要があることから、職員全員が「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを意識し、歳入の確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した見直しにより、収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本とすること。
- ② 限られた財源を効率的・効果的に配分し、真に必要なニーズに応えるため、施策の優先度を部内において徹底的に議論した上で事業の重点化を行うこと。
- ③ 既存の全ての事務事業について、事業目的や実施理由を再確認し、必要性・有効性を厳しく検証するとともに、職員の能力を十分に活用して行政サービスのコストの低減や質の向上を進めることを念頭に置きながら、ゼロベースで見直しを行い要求すること。
- ④ 新規及び拡充の事業については、各部において限られた財源で最大の効果を生み出すよう、「別途通知」による予算要求基準額の範囲内においてスクラップアンドビルドを徹底して行うこと。また、公益性はもとより、その必要性、緊急性などを十分に検討するとともに、既存事業の廃止・縮小・全体計画の見直しによる財源の平準化などにより財源を確保し要求すること。
特に市単独事業については、その費用対効果を十分に検討した上で要求すること。
- ⑤ 市として一体的な施策を推進するため、各部間の連携・情報交換を密に行い、類似した施策の整合性に留意するなど、事業調整を図ること。
- ⑥ 「小樽市総合戦略」及び「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」の着実な推進を図るため、各計画との整合性に留意するとともに、事業の効果が最大限発揮できるよう創意工夫した上で要求すること。

また、現在策定中の第7次小樽市総合計画の基本構想（別途企画政策室より配布予定。当面は本年5月に策定された原案を参照のこと。）との整合性に留意すること。

- ⑦ 起債対象事業については、交付税措置のある有利な市債を有効に活用するとともに、後年度負担の抑制を図るため、市債の借入総額を元金償還額以下とするなど、既に計画されている事業であっても改めて緊急性や優先度などを十分に検討した上で要求すること。
- ⑧ 国及び道の行財政制度や財源措置などについては、その動向に十分留意し、歳入欠陥が生じることのないようにすることとし、財源が廃止又は縮減されるものは、必ず事業の効果などを検討した上で廃止又は縮減を行うこと。
- ⑨ 平成31年度予算要求では、各部においては「別途通知」による予算要求基準額の範囲内での要求を基本とすること。
- なお、非常に厳しい予算編成となることが予想されるほか、現時点では消費税率の引上げをはじめ国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準額の範囲内であっても、さらなる査定が必要になるものと考えているので、各々の職員がこの厳しい財政状況を再認識した上で上記各事項に留意し、適切に要求すること。